東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領

平成元年４月 11 日元北建第 487 号

第１　目的

東北農政局所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下単に「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）であって、その成果が優秀であり、かつ、他の模範となるもの、及び工事又は業務の受注者のうち、優れた地域貢献活動を実施（以下「地域貢献活動」という。）したもの（以下「優良工事等」という。）、又は災害発生時に貢献したものの受注者を表彰することにより、事業への理解を深めるとともに、設計及び施工技術の向上並びに受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資するとともに、農地・農業用水などの適正な保全管理、地域の安全・安心の確保及び地域の環境保全を推進し、地域の農業及び農村の振興への寄与を図ることを目的とする。

第２　表彰の対象となる優良工事等及びその受注者の推薦

１　優良工事等

表彰の対象となる優良工事等は、事業（務）所長等が、前年度に完成した契約金額が６千万円以上の工事（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事については全体の契約額とする。）、前年度までに完成した契約金額が１千万円以上の業務又は地域貢献活動のうちから、別紙１「東北農政局優良工事等の選定基準」により選定するものとする。

２　受注者の推薦

事業（務）所長は、１を満たした優良工事等のうち、特に顕著な功績をあげたものについて、別紙２の様式による優良工事等の受注者の推薦書（以下「推薦書」という。）により、東北農政局長（以下「局長」という。）に対し、受注者の推薦を行うものとする。

３　地域貢献活動の公募

局長は、別紙３「東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る公募要領」に基づき公募を行うとともに、「地域貢献活動の表彰」について東北農政局のホームページ等に掲載し、受注者への周知を図るものとする。

第３　審査委員会の構成及び審査方法等

１　審査委員会

優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は、東北農政局職員をもって構成するものとする。

２　審査の方法

委員会は、事業（務）所長等から局長に対し提出のあった推薦書の審査を行い、

その結果に基づいて、東北農政局長表彰の候補者を選出するとともに、このうち「農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領」（令和８年９月 10 日７農振人第 72 号）に基づき、農村振興局長へ推薦する候補者を選出する。

なお、選出する候補者数は、次のとおりとする。

（１）東北農政局長表彰の候補者は、工事については契約金額６千万円以上の工事の発注件数の 10％程度を上限とし、業務については５者程度とする。

なお、工事については、土木・建築・舗装工事と施設機械工事に区分する。

（２）農村振興局長へ推薦する候補者は（１）のうち、工事及び業務の受注者各２者程度とする。

（３）地域貢献活動に係る東北農政局長表彰の候補者は、２者程度とする。

３　審査基準

審査基準は、別に定める「東北農政局優良工事等審査基準」による。

第４　受賞者の決定及び表彰等

１　東北農政局長表彰の受賞者の決定

局長は、委員会からの内申に基づき、東北農政局長表彰の受賞者を決定する。

２　農村振興局長への推薦

局長は、１で決定した受賞者のうちから、農村振興局長へ推薦を行う。

３　表彰

（１）局長は、東北農政局長表彰の受賞者を表彰する。

（２）表彰式は、原則として、毎年２月を目途として東北農政局において行うものとし、局長は、農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰及び東北農政局長表彰の受賞者に対し、表彰状の授与を行う。

（３）事業（務）所長から推薦のあった工事及び業務の受注者のうち、農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰及び東北農政局長表彰に該当しない受注者については、事業（務）所長表彰の受賞者とすることができる。

４　表彰の除外

局長は、事業（務）所長からの推薦書の提出から表彰を行う日までの間において、別紙１の２除外事由に該当することとなった場合等、表彰にふさわしくないと認められるに至った者については、表彰の対象から除外することができる。

第５　災害発生時の功労者等の表彰

企業又は団体等であって、災害発生時に事業の工事又は業務もしくは資機材等運搬等に従事又は協力し、災害復旧活動に特に功績のあった者に対し、第２の２及び３の規定に関わらず、局長の感謝状等を授与することができる。

この要領は、令和８年●月●●日から施行する。

（別紙１）

東北農政局優良工事等の選定基準

１　選定対象とする工事等

（１）工事にあっては、その施工に当たり、「土木工事施工管理基準」（平成 17 年３月 28 日付け 16 農振第 2232 号農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れており、他の模範になるものとし、工事の選定に当たっては、技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案及び新技術の開発等について総合的に評価するとともに、当該工事の受注者の他の工事において挙げた成果も考慮するものとする。

（２）業務にあっては、その技術的内容が特に優れており、他の模範となるものとし、業務の選定に当たっては、技術的難易度、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発、政策課題及び地域課題の解決等について総合的に評価するとともに、当該業務の受注者の他の業務（過年度の一連の業務を含む。）において挙げた成果も考慮するものとする。また、表彰後に業務内容に変更が生じないものとする。

（３）地域貢献活動にあっては、別紙３「東北農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る公募要領」に基づき応募があった者のうち、優れた地域貢献活動を実施したものを選定するものとする。

２　除外事由

選定を行う年度の前々年度までの過去３年間において、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年４月 21 日付け 59 経第 715 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、各地方農政局等に定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた受注者が施工した工事及び「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成７年６月 12 日付け７経第 987 号農林水産省大臣官房経理課長通知）による指名停止を受けた受注者が実施した業務は、表彰の対象としないものとする。

なお、受注者が共同企業体の場合にあっては、構成員のうち１社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

３　同じ者が受注した２件以上の工事等が選定された場合は、優良な１件のみを選定する。

（別紙２）

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番　　号
年　月　日

東北農政局長　殿

〇〇事業（務）所長

〇〇年度東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等の
受注者の推薦について

このことについて、「東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領」第２の２に基づき、下記の受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

〇〇建設㈱	〇〇支店	取締役支店長	〇〇　〇〇
㈱〇〇工業		代表取締役社長	〇〇　〇〇
㈱〇〇組	〇〇支社	取締役支社長	〇〇　〇〇

※　「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として、別添「推薦調書」を添付すること。

（別添）

〇〇年度　優良工事等の受注者の推薦調書　（記載例）

事業（務）所名：〇〇事業所

事　業　名 工事（業務）件名 工事（業務）場所	受 注 者 名	請負代金（千円） 工期（延日数）	工事（業務）、地域貢献活動 及び推薦理由の概要
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	（株）〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～〇〇.〇〇.〇〇（〇〇日間）	【工事（業務）概要】 かんがい用水を導入する〇〇幹線水路〇〇ｋｍのうち、管水路工φ〇〇〇mm のFRPM 管〇〇mと付帯する〇〇を施工した工事 【推薦理由の概要】 道路や住宅など地上部への影響が大きい現場条件の中で沈下等に対する高度な施工管理を行い構造物に影響なく工事を行った。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路実施設計業務 〇〇県〇〇町〇〇地内	（株）〇〇コンサルタント 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～〇〇.〇〇.〇〇（〇〇日間）	【工事（業務）概要】 〇〇頭首工の樋管に新たに接続するトンネル水路の実施設計であり、模型を用いて水理検証を行った業務 【推薦理由の概要】 水理検証に当たり、〇〇の課題がある中、高度な専門技術及び技術的工夫により水理検証を行った。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	（株）〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～〇〇.〇〇.〇〇（〇〇日間）	【地域貢献活動の概要】 〇〇幹線水路のかんがい期通水前に〇〇土地改良区が行う泥さらえ及び水路目地補修に企業（受注者）の従業員が毎年団体で参加し造成施設の適切な保全管理に貢献している。
〇〇農業水利事業 〇〇〇幹線水路その〇工事 〇〇県〇〇町〇〇地内	（株）〇〇建設 〇〇支店 取締役支店長 〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇千円 〇〇.〇〇.〇〇 ～〇〇.〇〇.〇〇（〇〇日間）	【地域貢献活動の概要】 第三者の〇〇と連携して〇〇市が積極的に生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。

※　地域貢献活動にあっては、別紙３の別添様式に定める応募用紙・活動状況写真その他必要と思われる資料を添付すること。

（別紙３）

東北農政局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰のうち地域貢献活動に係る公募要領

第１　目的

東北農政局所管の農業農村整備事業及び海岸事業（以下「事業」という。）の工事（以下単に「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）の受注者のうち、優れた地域貢献活動を実施したものを表彰することにより、受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資するとともに、農地・農業用水などの適正な保全管理、地域の安全・安心の確保及び地域の環境保全を推進し、地域の農業及び農村の振興への寄与を図ることを目的とする。

第２　表彰の対象

１　対象者

事業実施地区（事業完了地区含む。）において、過去 10 年以内に工事又は業務（以下「工事等」という。）を実施した実績を有する受注者のうち、当該事業実施地区内において優れた地域貢献活動を実施した者を表彰の対象とする。

ただし、応募を行う年度の前々年度までの過去３年間において、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年４月 21 日付け 59 経第 715 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、各地方農政局等において定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた工事の受注者及び「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成７年６月 12 日付け７経第 987 号農林水産省大臣官房経理課長通知）による指名停止を受けた業務の受注者は対象外とする。

２　対象となる活動

表彰の対象となる地域貢献活動は、以下の事例に掲げる内容と同種又は類似する活動のうち、活動の継続性、広域性、緊急性等を総合的に判断した上で、地域への貢献度が特に高いと認められる活動とする。

ただし、少なくとも前年度において実施されている活動であり、かつ受注者が組織として実施したものに限るものとする（個人による活動は対象外とする。）。

（１）造成施設の保全管理活動

水路やため池等の農業水利施設を施工した受注者が、大雨や地震等の発生後に施設管理者と連携して施設の見回りを実施し、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の除去といった緊急的な対応を行うなど、造成施設の適切な保全管理に貢献したもの

（２）農地・農業用水等の資源保全活動

ア　地域が実施する水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利補充等の活動に、受注者が組織として参加し、農地・農業用水等の資源の適切な保全に貢献したもの

イ　耕作放棄地の解消を目的とした植栽活動等に、受注者が組織として参加し、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に貢献したもの

（３）農村環境保全活動

ア　生態系に配慮した設計又は施工を行った受注者が、施設造成後において、その効果が適切に発揮されているかを確認するため、モニタリング等のフォローアップを実施し、生態系の保全に貢献したもの

イ　地域が実施する水路法面への花の植栽等による景観形成活動に、受注者が組織として参加し、地域の農村環境の向上に貢献したもの

（４）地域防災活動

ア　豪雨時において、越流の危険性がある排水路の天端への土のうの設置や、企業内の農村災害復旧に関する専門技術者等による応急工事の技術的支援、万一の被害に備えた排水用ポンプの準備及び設置等を実施し、受益地域の防災活動に貢献したもの

イ　渇水時において、土地改良区と事前に協議の上、揚水ポンプを必要箇所へ提供・設置することにより、農作物被害の軽減に貢献したもの

（５）農家・地域住民参加による直営施工

農家・地域住民参加型の直営施工により実施する管理用道路の安全施設等の施工に当たり、詳細設計や施工計画に関する助言や、施工機械の提供等の協力を実施し、円滑な施工に貢献したもの

（６）地域農産物の消費拡大等活動

自発的な取組として、第三者と連携し、自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品の開発等に参画するなど、地域農産物の消費拡大に貢献したもの

第３　応募方法

１　上記の募集案件に該当する受注者は、応募用紙（別添様式）に必要事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている受注者については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている受注者については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所長に応募用紙等を提出するものとする。

２　上記１により、受注者から応募用紙の提出を受けた事業（務）所長は、応募内容を確認の上、別紙２及び応募用紙等を添付して東北農政局長に推薦するものとする。

第４　応募期間

応募期間は、４月 15 日～６月 15 日とする。

第５　表　彰

受賞者の発表は、12 月を目途とする。

第６　表彰の除外

応募があった日から表彰を行う日までの間において指名停止を受けた場合等、表彰にふさわしくないと認められるに至った者については、表彰の対象から除外する。

（別添様式）

地域貢献活動応募用紙

（農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰）

応募者プロフィール			
企業名（受注者）			
代表者（役職・氏名）	（役職）	（氏名）	
住所	〒	（住所）	
電話番号		メールアドレス	

活動地域等			
県名		事業地区名	
工事名			
工事施工年度（工期）	（施工年度）	（工期）	
活動期間及び頻度			

活動の内容	
活動の動機及び目的	
活動の概要 活動の全体像がわかるように、特徴的な点を挙げながら 300 字程度にまとめてください	
創意工夫(努力)した点 特筆すべき点を記入してください	
活動の成果 活動の成果を記入してください	
その他	・活動状況を撮影した写真を添付してください ・参加証明等がある場合は添付してください ・活動が地域社会から評価され、表彰状や感謝状などが贈られた場合はコピーを添付してください。